

草津市学校給食センター厨房機器更新工事に関する公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、草津市学校給食センター厨房機器更新工事（以下「本工事」という。）の受注事業者を公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により選考するために必要な事項を定めるものとする。

2 工事の概要

- (1) 工事名 草津市学校給食センター厨房機器更新工事
- (2) 工事内容 別紙「草津市学校給食センター厨房機器更新工事仕様書」のとおり
- (3) 契約期間 契約締結日から令和12年8月31日まで
- (4) 工事期間 契約締結日から令和12年8月31日までの夏季休業期間中
(実工事日数：約100日間 ※調理等委託業者作業期間と土日祝除く。)

(5) 契約上限額

1,198,068,000円（消費税および地方消費税を含む）を上限額とする。

この上限額は、契約（予定）金額を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものである。提案見積金額は、この上限額を越えてはならない。提案見積金額が上限額を越えた場合は、失格とする。

なお、各年度の支払金額については、見積書の提案金額のとおりとするが、可能な限り年度ごとの事業費は平準化することとする。

3 実施形式

- (1) 募集方法 公募型プロポーザルにより提案募集を行う。
- (2) 選定方法

事業者より提出された書類およびプレゼンテーションをもとに所要の審査を行い、最も優れた事業者を選定する。なお、提案範囲は仕様書のとおりとする。

4 日程

項目	期日	備考
公募による募集	令和8年8月17日(月) ～令和8年9月24日(木)	市ホームページに実施要領等を掲載
質問書提出期間	令和8年8月17日(月) ～令和8年8月28日(金)	質問書(様式第1号) 【電子メールまたは直接持参】
質問書回答	令和8年9月9日(水)	市ホームページに掲載
参加意思表明書・企画提案書 等提出期限	令和8年9月24日(木) 午後4時45分	参加意思表明書(様式第2号) 事業者概要(様式第3号) 企画提案書(任意様式)

		見積書（様式第4号） 見積内訳書（任意様式） 【直接持参または郵送】
プレゼンテーションの実施	令和8年10月6日（火）	事前に電子メールにて詳細を連絡する。
選定結果の通知	令和8年10月下旬	郵送にて通知 市ホームページにも掲載
仮契約締結	令和8年11月上旬	
本契約（議決後）	令和8年12月下旬	

※上記スケジュールは予定のため、変更することがある。

5 参加資格

(1) 本プロポーザルに参加できる者は、次の要件を全て満たす者でなければならない。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- ③ 次のいずれにも該当しないこと。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店または営業所等の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。（以下この号において同じ。））または暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。））であると認められること。

イ 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしていると認められること。

ウ 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持もしくは運営に協力し、または関与していると認められること。

エ 役員等が、暴力団または暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められること。

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

- ④ 草津市建設工事等の指名停止等に関する基準（平成14年6月1日制定）に基づく指名停止または草津市物品等の指名停止等に関する基準（平成10年4月1日制定）に基づく指名停止の措置期間中でないこと。
- ⑤ 草津市税等を滞納していないこと（法人の場合は、監査役を除く役員の市税等を含む。）。
- ⑥ 草津市が発注する建設工事等についての契約に係る一般競争入札および指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱（平成13年草津市告示第189号）に基づき、令和8年度において給排水冷暖房工事（管工事）部門に登録されている者であること。
- ⑦ 平成28年度以降に、5,000食以上の調理能力を有する学校給食調理場の厨房機器を設置した実績を有すること。
- ⑧ 仕様書記載の工事経験を有した者を本工事に従事させることができること。
- (2) プロポーザル参加者は、候補者決定までの間に、第1項各号に定める参加資格要件を満たさなくなった場合は、その参加資格を失うものとする。

6 質疑・応答

(1) 提出方法

別添の質問書（様式第1号）により、電子メールまたは直接持参にて提出すること。
電子メールの場合は、必ず電話による受信確認を行うこと。
電話または口頭での質問は受け付けない。

(2) 提出期限

令和8年8月28日（金） 午後4時45分まで（必着）

(3) 提出先

草津市教育委員会 学校給食センター 滋賀県草津市北山田町350
TEL：077-563-4380
メールアドレス：school-lunch@city.kusatsu.lg.jp

(4) 回答方法

令和8年9月9日（水）に市ホームページに全ての質問に対する回答を掲載する。
質問内容が不明瞭なものなど、内容によっては回答しない場合がある。

(5) 回答に対する再質問は受け付けない。

7 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領、仕様書および草津市契約規則等の各規定を理解した上で、以下に定めるところにより、参加意思表明書および企画提案書等を提出すること。

(1) 提出書類

- ① 参加意思表明書（様式第2号） 1部

- | | |
|------------------|-----|
| ② 事業者概要（様式第 3 号） | 1 部 |
| ③ 企画提案書（任意様式） | 7 部 |
| ④ 見積書（様式第 4 号） | 1 部 |
| ⑤ 見積内訳書（任意様式） | 1 部 |

8 企画提案書、見積書等の作成方法および提出方法

(1) 作成方法

- ① 企画提案書はA 3 版、横書き片面印刷、概ね 1 5 枚以内（表紙除く）とし、左綴じで製本すること。なお、文字の大きさは、原則として 1 1 ポイント以上とすること。
- ② 企画提案書は、仕様書の工事内容に掲げる各事項を踏まえて作成するものとし、記載すべき項目は、「(2) 企画提案内容」のとおりとする。なお、表紙には、タイトル「草津市学校給食センター厨房機器更新工事」、提出年月日、会社名を記載すること。
- ③ 見積書の作成にあたっては、次の事項に留意すること。
 - ア 見積書は様式第 4 号を使用し、**契約期間中の総額を記載のうえ、それに基づく各年度の見積金額**を記載すること。また、**消費税および地方消費税を含まない金額**とすること。
 - イ **年度ごとに**単価・人員等積算の内訳がわかるよう作業項目ごとに詳細を記載した見積内訳書（任意様式）を同封すること。
 - ウ 見積日・工事名・会社名・代表者名を明記し、代表者印を押印すること。また、草津市契約規則第 2 3 条第 2 項の規定に基づき、企画提案書とは別に封筒に入れて、必ず代表者印で封印のうえ提出すること（封じ目すべてに押印のこと。）。)

(2) 企画提案内容

企画提案は、下記の 6 点について行うこと。

① 厨房機器更新の考え方

学校給食センターの主要な設備となる厨房機器の更新にあたっての総括的な企画提案の考え方、コンセプトを示すこと。

② 工事実績

平成 2 8 年度以降に、5, 0 0 0 食以上の調理能力を有する学校給食調理場の厨房機器を設置した実績および本工事に従事する担当者の類似工事の経験を示すこと。

【評価の視点】

- ・設置実績（規模や件数）。
- ・担当者の類似工事の経験が十分か。

③ 施工計画

年次ごとの更新機器、施工順、施工計画とその根拠や考え方を示すこと。

《提案（添付）する平面レイアウト図等一覧》 ※適切な縮尺とする。

- ・平面図

- ・厨房機器リスト

機器名、規格、数量等を記載した一覧表を作成すること。

平面図と共通の記号を振り、平面図上で機器が識別できるようにすること。

【評価の視点】

- ・工程管理が根拠等含めて明確に示されていて、妥当な計画になっているか。

④ 厨房機器の特徴

提案する主要機器の特徴および調理・洗浄能力等を分かりやすく示すこと。

【評価の視点】

- ・調理・洗浄作業等が効率的に行えるか（作業時間短縮や作業負担軽減等）。
- ・操作パネルや表示が分かりやすく、誤操作防止の工夫があるか。
- ・ガス漏れ・過熱防止等の安全装置や、火傷・挟み込み等の危険防止策があるか。
- ・高頻度の運転に耐えられて、機器の故障が起きにくい設計か。
- ・故障時に修理や部品交換等が容易で、早期の復旧が可能か。
- ・省エネ性能に優れており、環境負荷低減への配慮があるか。
- ・異物混入対策がされているか、また清掃がしやすく衛生的に使用できるか。

⑤ 運用指導・支援等の体制

安定的な運用に至るまでの支援の体制について示すこと。

※受注者は工事完了後、機器の運転方法・管理および軽微な保守等の必要な知識に係る調理員等への教育、指導を行うこと。

【評価の視点】

- ・機器導入後も適切な運用指導や継続的な支援が行える体制になっているか。

⑥ 更新後のメンテナンス対応

更新後、機器の緊急トラブルへの対応や機器の長寿命化を実現するための保守・点検対応について示すこと。

【評価の視点】

- ・故障時は迅速に対応し、原因特定までされるか、また保守・点検対応は十分か。

(3) 提出期限 令和8年9月24日（木）午後4時45分まで

(4) 提出先

草津市役所総務部契約検査課（市役所7階）

提出時、契約検査課窓口で、「公募型プロポーザルであること」「工事名」「事業者名」を伝えてください。

(5) 提出方法

持参または郵送すること。電子メールでの提出は認めない。

郵送は提出期限到着分まで受け付ける。

なお、郵送の場合は、受け取り日時および配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等により申込書類等が提出先に到達しなかったことによる異議申し立ては、一切受け付けない。

(6) 提出書類の取り扱い

提出された書類は返却しない。

提出後の差し替え・追加は認めない。ただし、市が必要と認める場合に、追加資料を求めることがある。

提出された書類は、提出した者に無断で、このプロポーザルにかかる審査以外には利用しない。

企画提案書の提出は、1者につき1案のみとする。

9 プレゼンテーション審査

提出された企画提案書類を基に、市職員等で構成する草津市学校給食センター厨房機器更新工事プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）によるプレゼンテーション審査を行う。

(1) 開催日

令和8年10月6日（火）

当日の詳細な日程等は、参加事業者電子メールで通知する。ただし、プロポーザルへの参加事業者数等により、日程等を変更する可能性がある。

(2) 開催場所 草津市役所4階401会議室

(3) プレゼンテーションおよび質疑応答の所要時間

20分以内（準備時間を除く）で提案内容の説明を行うこと。その後、10分程度の質疑応答を行う。ただし、参加事業者の数により時間を変更することがある。

(4) プレゼンテーションの会場への入室は3名以内とする。なお、主たる説明・質疑応答は、本工事の主担当者が行うこと。

(5) 使用備品等

プレゼンテーションで使用するスクリーンは審査委員会が用意するが、パソコンやプロジェクター等の機器は各提案者が持参すること。

(6) その他

プレゼンテーションで使用する資料は、提出された企画提案書のみとし、追加提案や追加資料の配布は認めない。パワーポイント等のプレゼンテーションソフトについては、その内容が企画提案書の内容に合致し、提案内容の理解を助けるものである場合に限り使用を認める。なお、プレゼンテーションは非公開とする。

10 候補者の選定

審査委員会において、下記の事項に基づき、候補者の選定を行う。

(1) 選定手順

① 審査委員会における審査で、最も高い評価を受けた事業者を工事受注候補者（優先交渉者）として選定する。

② 評価点が同点の場合は、企画提案内容の評価が高い事業者を選定する。

③ 提案者が1者のみの場合、あらかじめ設定した最低基準点以上であれば工事受注候補者（優先交渉者）とする。

④ 工事受注候補者（優先交渉者）として選定した事業者と交渉した結果、契約締結に至らなかった場合または同事業者に工事を履行できない何らかの事由が発生した場合は、次順位以下となった事業者のうち、評価点が上位であったものから順に、本工事についての交渉を行う。

(2) 評価基準

参加表明書類や企画提案書類、プレゼンテーションを基に、評価基準に基づいて審査を行う。評価項目ごとの配点は、次のとおりとする。

評価項目	評価の着目点	配点
実績・経験	類似工事实績	10
	担当者経験	5
施工計画	工事手順の具体性・妥当性	15
機器特徴	性能・作業効率	25
	操作性	15
	安全性	15
	耐久性	15
	メンテナンス性	10
	省エネ・環境配慮	10
	衛生管理	10
維持管理	運用指導・支援等の体制	10
	故障時対応、保守・点検対応	20
見積価格	価格の妥当性	40
計		200

審査委員会での審査において、評価基準の評価点が6割未満の候補者は、工事受注候補者（優先交渉者）として選定しないものとする。なお、候補者が1者の場合においては、見積価格を除いた評価点で判断するものとする。

(3) 審査結果

審査結果については、令和8年10月下旬に、全ての参加事業者にも文書で通知するとともに、草津市ホームページに掲載する。なお、審査結果等に関する異議申し立ては一切受け付けない。

(4) 企画提案の失格

以下の条件に該当する場合は、審査委員会へ報告のうえ、失格とする。なお、失格となった場合は、別途通知する。

① 参加資格要件を満たしていない場合

- ② 実施要領等で示された、提出方法、提出場所、提出期限、書類作成および記載上の留意事項等の条件に適合しない場合
- ③ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ④ 見積書の提出について、代表者印が押印されていない場合および見積金額に訂正のある場合
- ⑤ 見積書の提出について、別の封筒に入れて、代表者印で封印されていない場合（封じ目すべてに押印が必要）
- ⑥ 見積書の提出について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為があった場合
- ⑦ 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
- ⑧ プレゼンテーション審査において、正当な理由なく欠席した場合
- ⑨ 「2 工事の概要 (5) 契約上限額」に記載する額を超過した見積書を提出した場合

1 1 契約の締結等

- (1) 本工事の契約は、草津市契約規則によるものとする。
- (2) 草津市は、工事受注候補者（優先交渉者）と仕様および価格等の細目について協議するものとし、本工事の目的達成のために必要な範囲内で、項目を追加、変更および削除する場合がある。また、これにより、契約上限額を超えない範囲で、契約内容および契約額等の調整を行うことがある。
- (3) (2)による協議成立後、草津市と受注者との間で確定した契約内容で再度見積徴取を行い、契約上限額の範囲内で、随意契約を締結するものとする。
- (4) (2)(3)の規定に関わらず、当初提案の内容について変更の必要がないと認めるときは、再度の見積徴取は行わず、当初の見積書をもって、随意契約を締結する。
- (5) 入札保証金 免除。ただし、落札者が契約を締結しないときは、入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。
- (6) 前払金 可 草津市建設工事執行規則（平成9年草津市規則第13号）により行う。
- (7) 部分払 可 草津市建設工事執行規則により行う。
- (8) 契約保証金 要

契約金額が200万円以上の場合には、契約金額の10%以上を納付すること。

ただし、契約金額の10%以上に相当する保証事業会社または金融機関の保証をもって納付に代えることができる。また、契約金額の10%以上に相当する債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結もしくは債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証を付した場合は、契約保証金の納付を免除する。

- (9) 議会の議決の要否 要

議会の議決を要する契約であるため、議決を得るまでは仮契約とし、議決を得た後に本契約に移行するものとする。

1 2 その他

(1) 費用負担

本プロポーザルへの参加に要する経費については、全て参加事業者の負担とする。やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止または取り消すことがある。なお、この場合において、本プロポーザルに要した費用を草津市に請求することはできない。

(2) 辞退の表明

参加表明書の提出後または企画提案書等の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（様式は任意）により、担当課あてに提出すること。辞退により、不利益な扱いを受けることはない。

(3) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、受注先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、草津市は、受注先にあらかじめ通知することによりその一部または全部を無償で使用（複製、転記または転写をいう。）することができるものとする。

(4) 本プロポーザルの実施後、不知または内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(5) 情報公開および提供

草津市は参加事業者から提出された企画提案書等について、草津市情報公開条例（平成16年条例第21号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することがある。ただし、事業を営むうえで、競争上または事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

なお、本プロポーザルの工事受注候補者（優先交渉者）特定前において、決定に影響がでる恐れがある情報については、決定後の開示とする。

(6) 現地確認が必要な場合は、令和8年8月19日から令和8年8月21日までの期間に行うことができるので、必ず学校給食センターに事前連絡を行い、許可を得た上で行うこととする。

(7) この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

1 3 問合せ先

草津市教育委員会 学校給食センター 担当：高木

〒525-0061 滋賀県草津市北山田町350

TEL：077-563-4380

FAX：077-567-1056

メールアドレス：school-lunch@city.kusatsu.lg.jp